

※ 処理事項	送信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
--------	----------------	----	------	-------	------	------

令和 年 月 日  
(宛先) 名古屋市 市税事務所長

法人番号 申告年月日  
年 月 日

所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small> (ふりがな)	(電話)	この申告の基礎 1. 法人税の の修正申告書の提出による。 年 月 日 2. 法人税の の更正・決定・再更正による。 年 月 日
法人名 (ふりがな)	代表者氏名 (ふりがな)	事業種目
代表者氏名 (ふりがな)	経理責任者氏名 (ふりがな)	期末現在の資本金の額 又は出資金の額
		期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
		期末現在の 資本金等の額

年 月 日から 年 月 日までの 事業年度分 の市民税の 申告書 ※

摘要	課税標準	法人税割額
	十億   百万   千   円	税率(100)   税   額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額及びその法人税割額 $\left( \frac{⑤}{23} \times ④ \right)$	⑥	
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦	
税額控除超過額相当額の加算額	⑧	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨	
外国の法人税等の額の控除額	⑩	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪	
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫	0 0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬	0 0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮	0 0
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	0 0
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑰	0 0
この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱	⑲	0 0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲	⑳	0 0
⑳のうち見込納付額	㉑	
差 引 ㉑-㉒	㉒	

関 署  
与 税  
理 士 名

名 称	分割基準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
	当該法人の全従業者数	左のうち当該市町村分の従業者数	
当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等			
合 計	63 人	64 人	63 人

指 場 定 合 都 の 市 に ⑩ 申 の 告 の 計 算	区 名	※区 コード	月数	従業者数 人	均 等 割 額 円	決算確定の日	年 月 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
						解散の日	年 月 日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日								
法人税の期末現在の資本金等の額	円								
この申告が中間申告の場合の計算期間	年 月 日 から 年 月 日								
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店								
	口座番号(普通・当座)								
	還付請求税額								
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額								

(電話)

## 確定（中間）申告書（第20号様式）記載の手引

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人が行う中間申告を除きます。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、栄市税事務所に1通送付してください。
- 3 「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載してください。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。
- 5 「法人番号」の欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 6 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記してください。
- 7 「所在地」の欄は、本店の所在地を記載し、2以上の市町村に事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）を有する法人が本市内に支店等のみを有する場合は、本市内の主たる事務所等の所在地を併記してください。
- 8 「この申告の基礎」の欄は、法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載します。
- 9 「事業種目」の欄は、事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合には、それぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。
- 10 「期末現在の資本金の額又は出資金の額」の欄には、期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在の資本金の額又は出資金の額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額）を記載します。
- 11 「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄には、期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額（法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額）を記載します。
- 12 「期末現在の資本金等の額」の欄には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。なお、法第292条第1項第4号の2イ(1)、(2)及び(3)の規定の適用を受ける法人にあっては、その内容を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。
  - (1) (2)に掲げる以外の法人にあっては、法第292条第1項第4号の2イに定める額を記載します。
  - (2) 保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額を記載します。

13 「市民税の申告書」の欄が空欄の場合は、次のように記載します。なお、修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄にも記載してください。

- (1) 法人税の中間申告書に係る申告の場合には、「中間」
- (2) 法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）に係る申告の場合には、「確定」
- (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」

14 ①から②までの欄は、次のように記載します。なお、通算法人、通算法人であった法人（第20号様式別表1を提出する法人に限ります。以下同じです。）及び連結法人であった法人（第20号様式別表1の3を提出する法人に限ります。以下同じです。）にあっては、①から④の欄、市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、①から⑩の欄は記載しないでください。

申告書	記載の基礎となる申告書等	記載すべき金額等
法人税法の規定によって計算した法人税額 ①	法人税申告書別表1を提出する法人	同表の9の欄（「法人税額計」の欄）の金額を記載します（上段外書を含む）。 かっこ内には、同表の9の欄の上段に外書として記載された金額、同表の4の欄（「税額控除超過額相当額等の加算額」の欄）の金額及び同表の6の欄（「土地譲渡利益金 同上に対する税額」の欄）の金額の合計額を記載します。 なお、法人税の明細書別表6(2)付表6の7の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②	次に掲げる規定の適用を受ける法人（(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)及び(12)については、中小企業者等を除きます。）にあっては、それぞれ次に掲げる法人税の明細書の該当する欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除） 別表6(9)の23の欄 なお、租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける法人にあっては、当該金額を記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除） 別表6(12)の11の欄 (3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除） 別表6(14)の14又は28の各欄 (4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除） 別表6(17)の25の欄 (5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除） 別表6(18)の25の欄 (6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促	

	<p>進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 別表 6 (19) の 20 の欄</p> <p>(7) 租税特別措置法第 42 条の 11 の 3 第 2 項 (地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除) 別表 6 (20) の 18 の欄</p> <p>(8) 租税特別措置法第 42 条の 12 第 1 項又は第 2 項 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 別表 6 (21) の 30 の欄</p> <p>(9) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項 (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除) 別表 6 (22) の 10 の欄</p> <p>(10) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項又は第 2 項 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 別表 6 (24) の 51 の欄</p> <p>なお、租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項及び第 4 項 (中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) の規定の適用を受ける法人にあつては、当該金額を記載しないでください。</p> <p>(11) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 第 2 項 (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除) 別表 6 (25) の 20 の欄</p> <p>(12) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 4 項から第 6 項まで (情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除) 別表 6 (26) の 44 の欄</p> <p>(13) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 第 7 項又は第 10 項 (産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除) の規定に係る金額 別表 6 (27) の 34 の欄</p>	
<p>還付法人税額等の控除額 ③</p>	<p>「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」(第 20 号様式別表 2 の 5) を提出する法人</p>	<p>同表の「当期控除額④」の欄の「合計」の欄の金額を記載します。</p>
<p>退職年金等積立金に係る法人税額 ④</p>	<p>法人税申告書別表 21 を提出する法人 なお、第 20 号の 2 様式の申告書を提出すべき法人も記載してください。</p>	<p>同表の 12 の欄の金額を記載します。</p>

<p>課税標準となる法人税額及びその法人税割額</p> <p>⑤</p> <p>①+②-③+④</p>	<p>(1) 下記(3)及び(4)に掲げる法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人の場合、「課税標準」の欄(①+②-③+④の合計額)のみを記載し、「税額」の欄は記載する必要はありません。</p> <p>(2) 下記(3)及び(4)に掲げる法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人以外の法人の場合、「課税標準」の欄(①+②-③+④の合計額)及び「税額」の欄を記載します。</p> <p>(3) 通算法人及び通算法人であった法人の場合、「課税標準」の欄には、第20号様式別表1の⑭の欄の金額を記載します。</p> <p>(4) 連結法人であった法人の場合、「課税標準」の欄には、第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額を記載します。</p> <p>(5) 「課税標準」の欄の金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p>(6) 税額の計算を行う場合の税率は、26の税率によってください。</p>
<p>2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額</p> <p>⑥</p> <p><math>\left[ \frac{⑤}{⑳} \times ㉔ \right]</math></p>	<p>(1) 2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載します。</p> <p>(2) 「課税標準」の欄は、⑤の欄の金額を㉓の欄の数値で除して得た額に㉔の欄の数値を乗じて得た額を記載します。この場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち㉓の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値とします。</p> <p>なお、当該欄の金額は第22号の2様式の「分割課税標準額」の欄の名古屋市分の金額と一致します。この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p> <p>(3) 税額の計算を行う場合の税率は、26の税率によってください。</p>
<p>市町村民税の特定寄附金税額控除額</p> <p>⑦</p>	<p>「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」(第20号の5様式)を提出する法人</p> <p>同表の⑨の欄の金額を記載します。</p>
<p>税額控除超過額相当額の加算額</p> <p>⑧</p>	<p>「税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書」(第20号の4様式別表7)を提出する法人</p> <p>同表の⑨の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、同表の⑩の欄の名古屋市分の金額)を記載します。</p>
<p>外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額</p> <p>⑨</p>	<p>「外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書」(第20号の3の2様式)を提出する法人</p> <p>同表の⑨の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、同表の⑫の欄の名古屋市分の金額)を記載します。</p>
<p>外国の法人税等の額の控除額</p> <p>⑩</p>	<p>「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」(第20号の4様式)を提出する法人</p> <p>同表の⑮の欄の金額(2以上の市町村に事務所等を有する法人にあつては、同表の⑳の欄の名古屋市分の金額)を記載します。</p>

差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪ 又は ⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫	この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 なお、市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、第20号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載します。
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬	申告が1年決算法人の確定申告書であるときは、中間申告分（法人税法第89条（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書の提出義務がある法人の場合は、第20号の2様式の申告書の①又は②の欄の金額についても記載します。）を、修正確定申告書であるときは、既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載します。
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭	「⑫の欄の金額－⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となる場合は記載しないでください。
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫－⑬－⑭	⑮	この欄に記載すべき金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載します。
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。 なお、算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合の月数の計算に当たっては、新設又は廃止の日を含めて計算します。 ※ 算定期間とは、確定申告の場合には事業年度をいいます。
円 × $\frac{⑯}{12}$	⑰	この欄は、16により記載した区ごとの均等割額の合計額又は第20号様式別表4の3の「均等割額の計」の欄の金額を記載します。この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑱	既に納付の確定した当期分の均等割額（減免額（名古屋州市税減免条例の定めるところにより減免される額）があるときは当該減免額を含みます。）を記載します。
この申告により納付すべき均等割額 ⑰－⑱	⑲	この金額が赤字額となる場合は、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載します。
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮＋⑲	⑳	⑮又は⑲の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑮又は⑲の欄を零として計算します。

<p>⑳のうち見込 納付額</p>	<p>⑳ 法人税法第 75 条の 2 第 1 項（同法第 144 条の 8 において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第 75 条の 2 第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。</p>
-----------------------	---

- 15 「分割基準」の「当該法人の全従業者数」及び「左のうち当該市町村分の従業者数」の各欄は、2以上の市町村に事務所等を有する法人のみが記載します。この場合における分割基準の取扱いについては、第 22 号の 2 様式の記載の手引によってください。
- 16 「指定都市に申告する場合の⑰の計算」欄の区ごとの均等割額は、次のように記載します。なお、9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第 20 号様式別表 4 の 3 を添付してください。
- (1) 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載します。
  - (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。
  - (3) 「月数」の欄の月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
  - (4) 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等であっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。
  - (5) 「均等割額」の欄は、均等割額に「月数」欄の月数を乗じそれを 12 で除した額（100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てます。）を記載します。
- 17 「解散の日」の欄は、解散した法人が、清算中に終了した事業年度について申告をする際に記載してください。
- 18 「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」の欄は、解散した法人が、残余財産が確定した事業年度について申告をする際に記載してください。
- 19 「法人税の期末現在の資本金等の額」の欄は、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額（法人税の明細書（別表 5 (1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じた金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額））を記載します。
- 20 「法人税の申告書の種類」の欄は、次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んでください。
- (1) 法人税法第 2 条第 36 号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」
  - (2) その他の申告書を提出する法人「その他」
- 21 「翌期の中間申告の要否」の欄は、当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうち税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに 6 を乗じて計算した金額が 10 万円を超える法人（翌期に法人税法第 71 条第 1 項又は第 144 条の 3 第 1 項（同法第 72 条第 1 項又は第 144 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。

\* 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第 321 条の 8 第 1 項又は第 2 項に規定する 6 月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします。）が 6 以外である場合には、6 を当該月数に読み替えて計算します。

- 22 「法人税の申告期限の延長の処分の有無」の欄は、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定によって法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第 11 項第 2 号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んでください。
- 23 「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」の欄は、還付金及び還付加算金の還付を口座振替の方法によることを希望する場合に記載し、口座振替以外の方法によることを希望する場合は抹消してください。
- 24 「還付請求税額」の欄は、法第 321 条の 8 第 32 項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第 48 条の 12 の規定による請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮又は⑰の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額（両方とも赤字額の場合はその合計額）になります。
- 25 「法第 15 条の 4 の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第 15 条の 4 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合において、「法人の市民税徴収猶予（法第 15 条の 4）届出書」に代えようとする法人が記載してください。この場合において同欄に記載すべき金額は⑮の欄に記載した金額と同額になります。
- 26 法人税割の税率 ⑤又は⑥の欄の法人税割の税率は、下表の区分によってください。

法人の区分	申告の際に適用すべき税率	
	平成 31 年 4 月 1 日以後に終了し、令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度分※	令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分
①資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人		
②資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人 ③資本金の額又は出資金の額を有しない法人 (保険業法に規定する相互会社は①の法人と同じ。)	法人税割の課税標準となる法人税額が年 2,500 万円を超えるもの $\frac{12.1}{100}$	$\frac{8.4}{100}$
④人格のない社団等	法人税割の課税標準となる法人税額が年 2,500 万円以下のもの $\frac{9.7}{100}$	$\frac{6.0}{100}$



※平成 31 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度分の税率については、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

- (注) 1 上記表中、資本金の額又は出資金の額は、期末現在の資本金の額又は出資金の額をいいます。
- 2 法人課税信託の受託者である受託法人（受託者が個人である場合を含みます。）については、①の法人と同じになります。
- 3 「人格のない社団等」とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含みます。）をいいます。
- 4 2 以上の市町村において事務所等を有する法人については、法人税割の課税標準となる法人税額が年 2,500 万円を超えるかどうかは、法人税額を関係市町村ごとに按分する前の額で判定します。事業年度が 1 年に満たない場合にあっては、「2,500 万円」とあるのは、「2,500 万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を 12 で除して計算した金額」と置きかえて判定します。

27 均等割の税率 均等割の税率は、下表の区分によってください。

法人の区分		申告の際に適用すべき税率 (年額)
資本金等の額	区内の事務所等 又は寮等の従業者数の合計数	平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分※
①公共法人及び公益法人等 ②人格のない社団等 ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		50,000 円
1 千万円以下の法人	50 人以下	50,000 円
	50 人超	120,000 円
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円
	50 人超	150,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
	50 人超	400,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円
	50 人超	1,750,000 円
50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円
	50 人超	3,000,000 円

※平成 31 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度分の税率については、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

- (注) 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいいます。  
ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に係る申告にあつては、無償増資、無償減資等による欠損填補を行った金額を調整した金額とします。  
また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を資本金等の額とします。
- 2 「従業者数の合計数」とは、区内に有する事務所等、寮等の従業者（役員を含みます。）の数の合計数をいいます。

- この申告書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この申告書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。
- この申告書・手引は令和6年8月現在における法令及び条例等に基づいて作成しています。

(6.10)